

**令和 8 年度
市有財産売払い(一般競争入札)
のご案内**

【基 0801 桜木町字正亀田6番5ほか1筆】

入札期限 令和8年11月4日(水)

【申込受付期間: 9月30日(水)~10月23日(金)】

伊 勢 市

伊勢市が所有する財産を一般競争入札により売り払います。

一般競争入札による売払いとは、一定の資格を有する不特定多数の方が入札の方法によって競争し、伊勢市があらかじめ定めた価格(以下「最低売却価格」という。)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

売払物件は、現状有姿で建物、越境物及び工作物等(建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等)を含めた引渡しとなります。

入札に参加される方は、この案内書及び現地等を熟知のうえ、申込み手続きをされますようお願いいたします。

目 次

○ 一般競争入札による市有財産売払いの流れ	3
○ 一般競争入札による市有財産売払実施要領	
1 売払物件	4
2 入札参加の資格	4
3 入札参加の申込方法	5
4 入札保証金の納付	6
5 入札保証金の取扱い	6
6 入 札	7
7 開 札	8
8 落札者の決定	8
9 契約の条件	8
10 契約の締結	9
11 売買代金の支払方法	9
12 所有権の移転等	10
13 契約費用及び公租公課等	10
14 留意事項	10
15 問い合わせ先	10
○ 市有財産売買契約書	12
○ 一般競争入札参加申込書	15
○ 一般競争入札参加申込書(記入例)	17
○ 誓約書	19
○ 入札書	20
○ 入札書(記入例)	21
○ 入札書封筒記入例	22
○ 物件調書	
○ 位置図、明細図、現況写真	

一般競争入札による市有財産売払いの流れ

申込書の配布	令和8年9月9日(水)～令和8年10月23日(金) (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午から午後1時を除く) 配布場所 資産経営課 伊勢市役所本庁舎本館2階(211番窓口) ※伊勢市ホームページからダウンロードできます。
↓	
入札参加申込	令和8年9月30日(水)～令和8年10月23日(金) (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午から午後1時を除く) 資産経営課 伊勢市役所本庁舎本館2階(211番窓口)まで<u>直接ご持参ください。</u> ※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みは受付できません。
↓	
入札	入札参加申込み時にお渡しする納付書で入札保証金を納付後(6ページ参照)、 令和8年11月4日(水)午後2時30分までに投函してください。 入札箱は、伊勢市役所本庁舎本館2階資産経営課(211番窓口)にあります。
↓	
開札 落札者決定	令和8年11月4日(水)午後3時30分から 伊勢市役所本庁舎本館2階2-2会議室で行います。 開札の立会いは入札者及びその代理人のみ可能です。(8ページ参照)
↓	
契約の締結	令和8年11月18日(木)までに売買契約を締結していただきます。(9ページ、12～14ページ参照) 売買契約書(伊勢市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。 落札者がこの契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は伊勢市に帰属します。
↓	
売買代金の支払い	契約締結の日から60日以内に契約保証金(入札保証金を充当)を除いた残金を支払っていただきます。(9ページ参照) 納付期限までに残額の支払いが行なわれなかった場合は、契約保証金は伊勢市に帰属します。
↓	
所有権の 移転登記	所有権は、売買代金の支払いが完了した時に移転します。 物件の引渡しは、現状のままで行います。 登記の手続きは伊勢市が行います。 登記に必要な登録免許税等は落札者の負担となります。

一般競争入札による市有財産売払実施要領

一般競争入札による市有財産の売払いについては、関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとします。

1 売払物件

売り払う市有財産は以下のとおりです。詳細については、「物件調書」をご覧ください。

最低売却価格は、付近の地価公示価格や不動産鑑定評価額を参考に決定します。

物件番号	所在地	地目	公簿面積	最低売却価格
基0801	桜木町字正亀田6番5	宅地	74.92 m ²	6,950,000 円 (非課税)
	桜木町字正亀田6番7	宅地	118.28 m ²	
	計		193.20 m ² (約 58.5 坪)	6,950,000 円

※伊勢市の都合により、物件の売却を中止することがあります。

2 入札参加の資格

入札に参加できる方は、個人又は法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

なお、下記に該当しないことを確認するため、住民票等提出のあった書類を伊勢警察署に提出することがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる方
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当する者。法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう)が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (4) 伊勢市の行った普通財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年間を経過していない者
 - ア 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者又は正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者
- (5) 18 歳未満の方

3 入札参加の申込方法

申込方法は持参のみとなります。郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みは受付できません。

(1) 申込の条件

ア 申込みは、1物件に対して、1世帯又は1社につき、1申し込みとします。

イ 1物件に対し2名以上の共有名義による申込みもできます。(一般競争入札参加申込書に連名してください。申込受付期間終了後、変更することはできませんので、ご注意ください。)

ウ 落札後の売買契約及び所有権の移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された方以外では行いません。

(2) 申込書類(各1部)

	個人の場合	法人の場合
①	一般競争入札参加申込書(15～18ページ参照)	
②	印鑑登録証明書	印鑑証明書
③	住民票抄本	現在事項全部証明書
④	市町村長が発行する身分証明書	—
⑤	誓約書(19ページ参照)	

※ ②③④は、発行後3ヶ月以内のものが必要となります。

※ 提出された書類は返却しませんので、ご了承願います。

(3) 申込受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内に申込先に直接ご持参ください。

申込受付 期 間	令和8年9月30日(水)から令和8年10月23日(金)まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)
時 間	午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時を除く)
申 込 先	資産経営課(伊勢市役所本庁舎本館2階 211番窓口)

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 申込書類に必要事項を記入し、実印(印鑑証明の印)を押印のうえ、提出してください。

なお、使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。

イ 共有名義で申込みされる場合は、共有者の中で代表者を1名選任し、その代表者を一般競争入札参加申込書の申込者欄にご記入ください。この場合において、その代表者以外の方は代表者に入札に関する一切の権限を委任していただくことになります。

ウ 入札参加申込物件の変更及び取り下げは、申込受付期間内に限って行うことができます。この場合、理由を記入した書面を提出してください。

4 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加する方は、入札保証金として、入札しようとする物件の予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の額（千円未満切り上げ）を入札参加申込時に交付の納付書により、納付してください。
- (2) 後記の指定金融機関または収納代理金融機関の窓口でお支払いいただく場合、手数料は掛かりません。
- (3) 市が金融機関を通じ、納付書による入札保証金の入金を確認するのに最大8営業日を要することがありますので、入札の際には、納付書の領収書の写しを入札書とあわせて封入し、投函してください。開札の時点で、入札保証金の入金が確認できない入札は無効とします。
なお、落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

●伊勢市が指定する金融機関

1 指定金融機関

株式会社 百五銀行

2 収納代理金融機関

株式会社 三十三銀行、株式会社 あいち銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会

※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く）

5 入札保証金の取扱い

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時まで伊勢市で保管しますが、落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。

- (1) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札参加申込書に記載の口座に振り込みます。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約を締結する際の契約保証金に充当することとします。
- (3) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加の資格がないと判明し、その入札が無効になったときを含む。）は、入札保証金は違約金として伊勢市に帰属することとなります。
- (4) 入札保証金には利息を付しません。

6 入札

入札参加申込みを済まされた方は、下記入札期限までに所定の入札書に必要事項を記入し、入札保証金領収書の写しと共に入札書用封筒に封入して資産経営課窓口（設置の入札箱）に投函してください。

(1) 入札期限及び入札場所

入札期限及び入札場所	入札受付時間
令和8年11月4日（水）午後2時30分まで 資産経営課（伊勢市役所本庁舎本館2階 211番窓口）に設置の入札箱に投函してください。	午前8時30分 ～ 午後5時15分 （最終日を除く）

(2) 入札書の提出等

所定の入札書(20ページ参照)に必要事項を記入し押印のうえ、入札保証金(納付書)の領収書(写し)と共に封筒に入れて封印してから入札箱に投函してください。

ア 入札書に押印する印鑑及び封筒を封印する印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印(実印)と同一のものを使用してください。

イ 封筒には、入札者(申込者)の住所及び氏名を表記してください。(22ページ参照)

ウ 入札書及び封筒の記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

エ 封筒には、入札書のほか入札保証金(納付書)の領収書の写しを同封してください。未同封の場合、開札時に入札保証金の入金が伊勢市において確認できないと、その入札は無効となります。

オ 提出した入札書の書替え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札期限までに入札書を投函しなかった方は、辞退とみなします。

ア 入札参加の資格を有しない者がした入札

イ 所定の入札書によらない入札

ウ 入札金額が最低売却価格未満の額の入札

エ 入札保証金を納付していない者及び開札の時点で入札保証金の入金が確認できない者がした入札

オ 入札書に入札者の記名押印がない入札

カ 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札

キ 入札者が同一物件の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

ク 入札金額を訂正した入札、又は入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がない入札

ケ 入札金額、氏名その他重要な文字が誤脱又は不明な入札

コ 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具により記載した入札

サ 入札に際して連合等の不正行為があったと認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 入札の延期、中止

不正な行為により、入札の公正な競争が妨げられると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

7 開 札

次の日程で、入札書の開札を行います。この入札の開札には、入札者又はその代理人の方のみが立ち会うことが可能です(開札室に入室できるのは、1入札者に対して2人とさせていただきます。)

なお、開札には、必ずしも立ち会う必要はありません。未立会いの入札者には、その入札結果を電話等でお知らせします。また、立会人が不在の場合は、入札に関係のない市職員を立ち合わせるものとします。

開札日時及び開札場所	開札立会人 受付開始時間	開札開始時刻
令和8年11月4日(水) 伊勢市役所本庁舎本館2階 2-2会議室 (伊勢市岩渕一丁目7番29号)	午後3時20分 ～	午後3時30分

8 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、伊勢市が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者としてします。
- (2) 落札者となる同価の入札をした方が2人以上あるときは、くじ引きによって落札者を決定します。立会人が不在の入札者のくじは、入札に関係のない市職員が代わりにくじを引きます。この場合、その結果に異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の結果、落札者があるときは、その落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を立会人に直ちに口頭で公表します。
- (4) 入札結果は、落札者の法人・個人の別及び落札金額を市ホームページに掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 最低売却価格を事前に公表していますので、入札の結果、落札者がいない場合でも、再度入札は実施しません。

9 契約の条件

売買契約に当たっては、次の条件を付します。

なお、契約内容については、「市有財産売買契約書(12～14ページ)」を参照してください。

(1) 用途制限

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできません。
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。
- エ アからウの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の金額を違約金として支払って

いただきます。

(3) 契約の解除

上記(1)の条件に違反した場合や契約書に定める義務を履行しないときは、伊勢市は催告することなくこの契約を解除することができるものとします。

(4) 実地調査の協力

伊勢市が用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、実地調査の実施、又は報告若しくは資料の提出を求めた際には協力していただきます。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年11月18日(木)までに売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに売買契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。この場合において、お預かりした入札保証金はお返しできません。
- (3) 売買契約の締結は、落札者名義で契約を締結することとなります。また、共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約締結となります。
- (4) 売買契約に要する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (5) 売買契約の締結の際には、一般競争入札参加申込書の申込者印(共有名義の場合は共有者全員の印)が必要です。

11 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、契約成立後60日以内に、落札金額と契約保証金との差額を伊勢市が発行する納付書により、納入していただきます。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は、伊勢市に帰属することになります。
- (3) 契約保証金には、利息は付しません。

12 所有権の移転等

売買代金の全額納付が行なわれた時に所有権の移転があったものとし、同時に売払物件を引渡ししたものとします。(実際のお引渡しは、落札者と協議のうえ、現地で鍵等をお引き渡します。)

- (1) 売買代金の納入が確認された後、伊勢市が所有権移転登記を行います。
- (2) 売払物件は、現状有姿で建物、越境物及び工作物等(建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等)を含めた引渡しとなります。
- (3) 移転登記が完了次第(手続開始後1週間から10日程度後)、落札者に登記識別情報通知を交付します。

13 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書(伊勢市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等の費用

- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用

14 留意事項

- (1) 一般競争入札に参加される方は、この要領及び売買契約書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 売払物件については、現状有姿で建物、越境物及び工作物等（建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知のうえ、申込みしてください。
越境物の処理については、伊勢市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (3) 建物を建築する際は、建築基準法又は伊勢市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (4) この要領に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、伊勢市契約規則及び伊勢市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。
- (5) 購入資金の手当等については、お早めに金融機関等にご相談ください。

15 問い合わせ先

この一般競争入札による市有財産売払いについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

三重県伊勢市岩渕一丁目7番29号 伊勢市役所 本庁舎本館2階(211番窓口)
伊勢市資産経営部資産経営課 電話 0596-21-5526(直通)
E-mail sisan@city.ise.mie.jp

【参 考】

1 契約、所有権移転の登記に要する費用

(1) 印紙税額(国税)

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼り付することにより納める税金です。

(2) 登録免許税(国税)

不動産の所有権等の登記をする方が納める税金です。

土地の固定資産税評価額(千円未満切捨) $\times$ 1.5% = 税額(百円未満切捨)

2 不動産取得後に要する費用

(1) 不動産取得税(県税)

不動産を取得した方が、取得したときに1度だけ、都道府県に納める税金です。

(2) 固定資産税・都市計画税(市町村税)

毎年1月1日現在に不動産を所有している方が市町村に納める税金です。

※仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売払人 伊勢市(以下「甲」という。)と買受人 [落札者]
(以下「乙」という。)とは、市有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有する次に掲げる市有財産(以下「売買物件」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

土地	所在地	地目・構造	実測面積	摘要
	桜木町字正亀田6番5	宅地	74.92 m ²	
	桜木町字正亀田6番7	宅地	118.28 m ²	

(売買代金)

第3条 売買代金は、金[落札金額]円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 [予定金額の 10/100]円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金、金[予定金額の 10/100]円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた金[落札金額から契約保証金を差し引いた金額]円を令和〇〇年〇〇月〇〇日[契約締結の日から起算して60日目]までに甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の納入期限までに売買代金全額を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払額につき、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(前条第2項の延滞金がある場合は、これを含む。)を完納した時に乙に移転するものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、売買物件の所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合において、所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に、現状のまま引き渡すものとする。

(地下埋設物の存置)

第9条 地下埋設物については、この存置を認め、その地下埋設物を撤去する場合は、乙が乙の負担において行う。

2 地下埋設物を撤去せずに、所有権を第三者に移転する場合は、地下埋設物の存置を継承すること。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。甲はその責を負わないものとする。

(公租公課)

第12条 第6条に規定する所有権移転後の原因による売買物件の公租公課その他の費用は、すべて乙の負担とする。

(用途制限)

第13条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供してはならない。

3 乙は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供してはならない。

4 乙は、前3項の用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、前条に規定する義務の履行状況を確認するために必要と認めるときは、随時実地に調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ若しくは報告を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、第13条の規定に違反したときは、売買代金の100分の30の金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める規定に違反した場合又は義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、この契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、この契約を解除したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条第1項に規定する違約金又は第18条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等)

第21条 乙は、売買物件の引渡し以降においては、売買物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行等に必要なる費用は乙の負担とする。

(暴力団等の不当介入に対する措置)

第23条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに甲に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に規定する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 [落札者 住所・氏名]

(注)1 契約書上において[]と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。

2 契約書に使用する印鑑は、実印とする。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

伊勢市長

申込者 (持分)	住 所 (所在地)	〒 ー
	フリガナ 氏 名 (法人名及び代表者名)	⑨ (実印)
	電話番号	ー ー

(共有名義の場合)

私は上記申込者を代表者と選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

共有者 (持分)	住 所 (所在地)	〒 ー
	フリガナ 氏 名 (法人名及び代表者名)	⑨ (実印)
	電話番号	ー ー

下記物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

物件番号	物 件 名
基0801	桜木町字正亀田6番5ほか1筆

購入後の使用目的

[添付書類]

- ・申込者及び共有者の住民票抄本、法人の場合は現在事項全部証明書
- ・申込者及び共有者の印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・誓約書
- ・市町村長が発行する身分証明書(個人のみ)

[注意事項]

- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う方を記名押印し、共有者欄に申込者以外の方の共有者を記名押印してください。
- ・証明書類は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・裏面の「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」も忘れずご記入ください。
- ・※印は記入しないでください。

※受付印

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、表記入札物件に係る入札保証金(金 695, 000円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、入札終了後、返還に4週間程度掛かることについては異議ありません。

記

入札保証金の返還請求者				郵便番号		〒 ー	
				住所・所在地			
				フリガナ			
				氏名・名称			
振込先金融機関(郵便局を除く)				預金種目	普通・当座	口座番号	
	銀行		支店・支所	口座名義人			
	信用金庫			フリガナ			
	信用組合			氏名・名称			
	農協						
	労働金庫						

※共有名義で入札参加申込みされた場合、共有者を代表する方の口座をご記入ください。

記入例

一般競争入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

伊勢市長

↑ 申込年月日を記入

共有名義とする
場合に記入

申込者 持分 1/2	住 所 (所在地)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
	フリガナ 氏 名 (法人名及び代表者名)	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (実印)
	電話番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

(共有名義の場合) **共有名義の場合、持分割合を必ず記入して下さい。**

私は上記申込者を代表者と選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

共有者 持分 1/2	住 所 (所在地)	〒 -
	フリガナ 氏 名 (法人名及び代表者名)	(実印)
	電話番号	- -

下記物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

↓ **物件番号・所在地を正しく記入してください。**

物件番号	物 件 名
基0801	桜木町字正亀田6番5ほか1筆

購入後の使用目的
(例) 会社事務所として

[添付書類]

- ・申込者及び共有者の住民票抄本、法人の場合は現在事項全部証明書
- ・申込者及び共有者の印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・誓約書
- ・市町村長が発行する身分証明書(個人のみ)

[注意事項]

- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う方を記名押印し、共有者欄に申込者以外の方の共有者を記名押印してください。
- ・証明書類は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・申込物件1つにつき、1枚の申込書が必要となります。
- ・裏面の「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」も忘れずご記入ください。
- ・※印は記入しないでください。

※受付印

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、表記入札物件に係る入札保証金(金 695, 000円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、入札終了後、返還に4週間程度掛かることについては異議ありません。

記

入札保証金の返還請求者				郵便番号		〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
				住所・所在地		〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	
				フリガナ		〇〇〇〇 〇〇〇〇	
				氏名・名称		〇〇 〇〇	
振込先金融機関(郵便局を除く)				預金種目	普通・当座	口座番号	12345678
□□□□	銀行	△△△△	支店・支所	口座名義人			
	信用金庫			フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇		
	信用組合			氏名・名称	〇〇 〇〇		
	農協						
	労働金庫						

※共有名義で入札参加申込みされた場合、共有者を代表する方の口座をご記入ください。

誓 約 書

私は、令和8年11月4日に行われる一般競争入札による市有財産売払いの申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 一般競争入札による市有財産売払実施要領に記載する入札参加資格のない者に該当しません。
- 2 入札に際し、一般競争入札による市有財産売払実施要領に記載する内容、売払物件の現状及び法令上の規制等をすべて承知のうえ参加します。後日、これらの事柄について伊勢市に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。
- 4 落札した場合、伊勢市ホームページにおいて、落札者の法人・個人の別及び落札金額が公表されることを了承します。

令和 年 月 日

伊勢市長

申込者 住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

⑨

(実印)

(共有名義の場合)

共有者 住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

⑨

(実印)

[注意事項]

・印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印及び共有者印と必ず同一のものを使用してください。

入札書

入札 金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

物件番号	物 件 名
基0801	桜木町字正亀田6番5ほか1筆

一般競争入札による市有財産売払実施要領に記載の内容及び売払物件の現状を承知のうえ、入札します。

令和8年11月4日

伊勢市長

入札者 住所

(申込者) (所在地)

氏名

(法人名及び代表者名)

⑩

(実印)

[注意事項]

- ・入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- ・入札者の印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印と必ず同一のものを使用してください。
- ・入札金額はアラビア数字(0・1・2・3・・・)で1枠ずつにはっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。
- ・この入札書とあわせて入札保証金(納付書)の領収書写しを入札書封筒に封入してから投函ください。開札時に入札保証金の入金を確認でない場合は、この入札書は無効となります。

入札書

記入例

金額の訂正は、失格事由となります。

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

物件番号	物件名
基0801	桜木町字正亀田6番5ほか1筆

物件番号・物件名を正しく記入してください。

一般競争入札による市有財産売払実施要領に記載の内容及び売払物件の現状を承知のうえ、入札します。

開札年月日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

伊勢市長

入札者 住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号

(申込者) (所在地)

氏名

〇〇 〇〇

(法人名及び代表者名)

実印

印

(実印)

[注意事項]

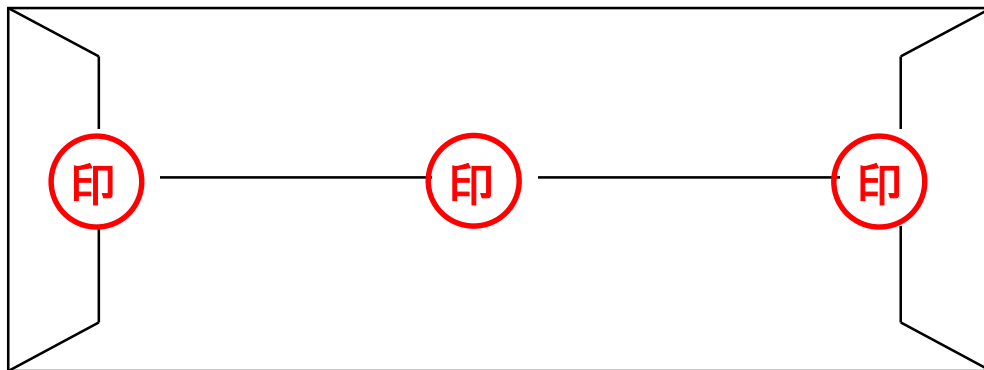
- ・入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- ・入札者の印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印と必ず同一のものを使用してください。
- ・入札金額はアラビア数字(0・1・2・3・…)で1枠ずつにはっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。
- ・この入札書とあわせて入札保証金(納付書)の領収書写しを入札書封筒に封入してから投函ください。開札時に入札保証金の入金を確認でない場合は、この入札書は無効となります。

入札書封筒 記入例

表面

入札書在中	
物件番号 物件名	物件番号・物件名を正しく記入してください。
令和 年 月 日	開札年月日を記入
住所（所在地） 氏名（法人名及び代表者名）	

裏面



[注意事項]

- ・封筒はしっかりと糊付けし、一般競争入札参加申込書の申込者印で封印をしてください。
- ・入札物件ごとに封印してください。
- ・封筒のサイズは標準規格長3を使用してください。
- ・縦書きも可とします。